



島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第47号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立宍道湖自然館条例施行規則の一部を改正する規則 (水 産 課) 2

【告 示】

家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく講習会の受講科目の一部を免除される者に係る手数料の額 (食料安全推進課) 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県立宍道湖自然館条例施行規則の一部を改正する規則（規則第43号）

1 規則の概要

島根県立宍道湖自然館の観覧料に係る減免基準を改正することとした。（第5条関係）

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

規**則**

島根県立宍道湖自然館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第43号

島根県立宍道湖自然館条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立宍道湖自然館条例施行規則（平成13年島根県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（観覧料の減免）

第5条 次の表の左欄に掲げる者が支払う観覧料（条例第12条第3項の規定により定める観覧料をいう。以下同じ。）のうち同表の中欄に掲げるものは、条例第13条の規定により、当該観覧料の額から同表の右欄に定める額を減免することができる。

| 区 分 | 減免の対象 | 減 免 額 |
|---|--------------------------|----------------------|
| 1 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧するもの | 条例別表個人の場合の欄に該当する者が支払う観覧料 | 観覧料の額の2割に相当する額 |
| 2 前号に掲げる者を引率する教職員 | | 観覧料の額の全額 |
| 3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 | | 観覧料の額の5割に相当する額 |
| 4 前号に掲げる者の付添人（原則として同号に掲げる者の人数と同じ人数までに限る。） | | 観覧料の額の全額 |
| 5 前各号に掲げる者のほか、指定管理者が特別の理由があると認めて知事の承認を得た者 | 観覧料 | 指定管理者が知事の承認を得て別に定める額 |

備考 この表の右欄に定める額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

島根県告示第183号

家畜改良増殖法第16条第2項の規定に基づく講習会の受講科目の一部を免除される者に係る手数料の額（平成12年島根県告示第310号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表家畜受精卵移植に関する講習会の項中「240円」を「250円」に改める。